

KD・フロント取扱事業者登録制度について

1. 「KD・フロント取扱事業者登録制度」について

当協会は国土交通省の指導のもとに、従来扱うことのできなかつた短納期のアルミニウム合金製防火戸の製作・施工を一般サッシ取扱店もできるように道を開き、制度化しました。

取扱える商品は、ビル用KD（ロックダウン）及びフロントに限りますが、アルミニウム合金製防火戸の性能・品質を正しく維持し普及する立場から、取扱事業者に対する資格制度を採っています。

この資格を取得するためには、当協会が行う講習及び試験を受けなければなりません。

- KD（ロックダウン）とは…

当協会が認定した各メーカーの工場で作成する部品付部材をKD品といいます。原則として1窓分が1梱包にされており、KD取扱事業者が、ねじによる組立にて完成品とするシステムです。

- フロントとは…

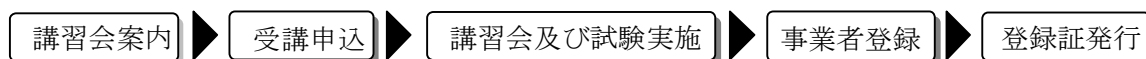
中小ビルの主として1階廻り及び店舗部分等建物のファサードに多く採用され、短納期・小規模工事に柔軟に対応できるよう開発された製品です。

- 取扱事業者になるためには

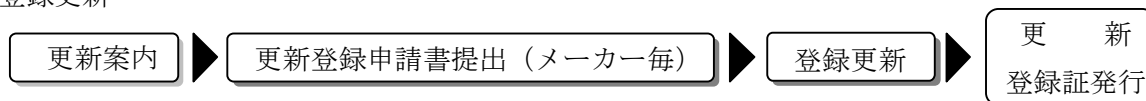
- ① 当協会が主催する講習を受けて、試験に合格すること。
- ② 試験合格者は申請企業（メーカー）を通じて、当協会へ登録申請し、承認を得ること。
- ③ 申請企業から一括登録申請されると、当協会は登録申請された内容を審査し、承認後「KD登録証」又は「フロント登録証」を交付します。
- ④ 取扱事業者としての有効期間は2年で、以後2年毎に更新（要更新料）が必要です。

- 登録のフロー

新規登録 ※ 各メーカーへ申込む



登録更新



- 事業者登録の単位

1事業所に1事業者単位の登録となります。※メーカー別、商品別（KD及びフロント）

- 登録証の発行

講習会及び試験を受け、合格された事業者に対して登録証が発行されます。

- 登録更新について

KD・フロント取扱事業者の方々は、講習会（2月）終了後、2年毎に更新を行うこととなります。

更新の手続きは、申請企業を通して行います。更新費用：要。

<平成30年更新スケジュール>※詳細については、申請企業等にお問い合わせ願います。

対象事業者	: 平成28年6月新規登録事業者及び登録更新事業者
平成30年1月～2月	: 登録更新手続き
平成30年3月中	: 申請締め切り
平成30年4月～5月	: 更新料振込み
平成30年5月末	: 登録更新完了
平成30年6月	: 新登録証発行

2. 取扱事業者について

<業務範囲>

- KD

各メーカーの工場から出荷されたKD品を、ねじによる組立作業にて完成品としますが、部材の再加工は認められていません。KD取扱事業者は、各メーカーの製品規格や施工管理規定を遵守して組立及び施工の品質保証を行います。なお、各メーカーはKD品納入までの品質責任を担います。

- フロント

各メーカーの工場で作成したフロント用部材を使って切断・加工・部品付け・組立により完成品とします。フロント取扱事業者は、各メーカーの製品規格や施工管理規定を遵守して完成品及び施工の品質保証を行います。なお、各メーカーはフロント用部材納入までの品質責任を担います。

<取扱事業者には義務付けられること>

- KD

- ① 扱った施工現場の工事記録を残すこと。
- ② 当協会品質管理部会の立ち入り検査に応じること。

- フロント

- ① 防火戸の部材とそれ以外の部材を区管理する方法を事前に申請企業へ届け出ること。
- ② 扱った施工現場の工事記録を残すこと。
- ③ 施工した防火戸の流通供給を明確にするため、証紙を貼付し品質を保証すること。
- ④ 当協会品質管理部会の立ち入り検査に応じること。